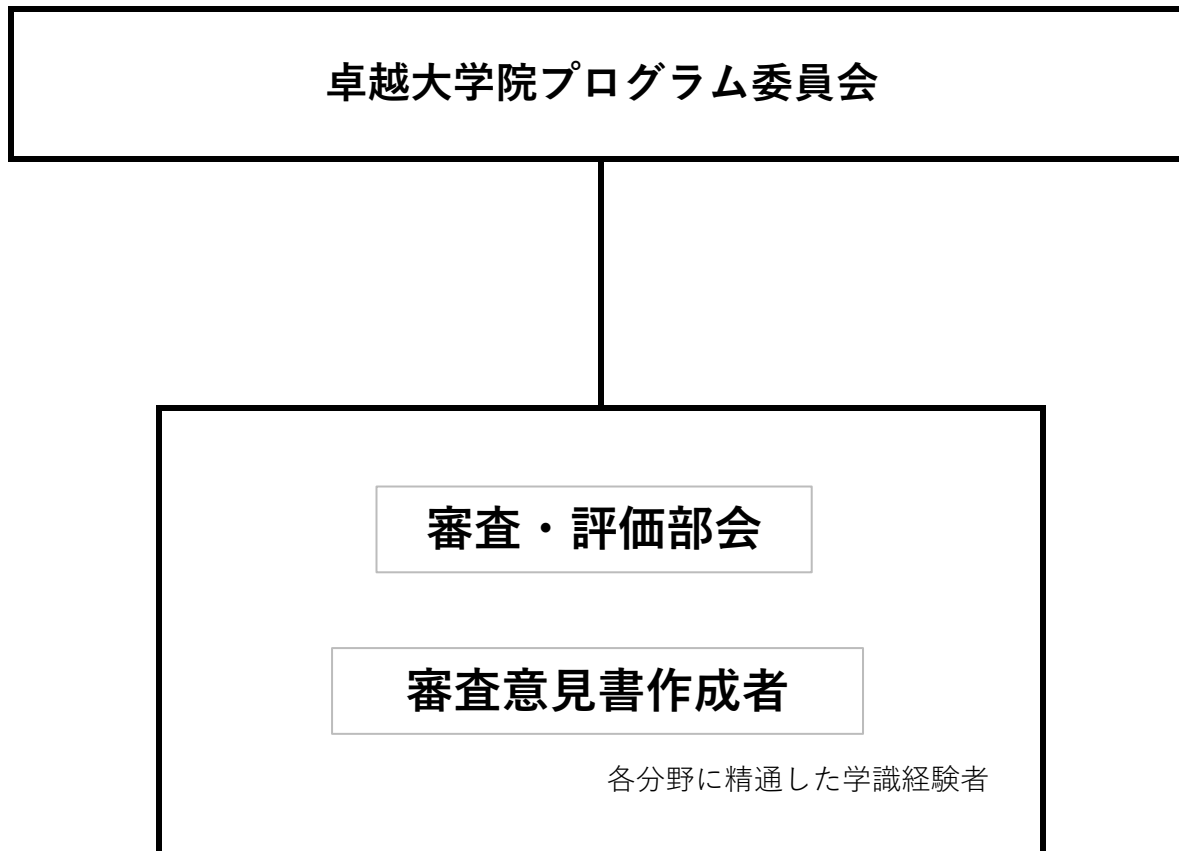


卓越大学院プログラム委員会組織の構成について（案）



卓越大学院プログラム委員の一部が審査・評価部会に分属する。

（参考） 卓越大学院プログラム委員会規程（平成30年4月1日独立行政法人日本学術振興会規程第38号）

（部会）

第8条 委員会に調査審議を分担させるため、必要な部会を置く。

2 部会は、調査審議の結果について委員会に報告する。

3 部会に分属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

4 部会の議事については第7条第1項から第4項の規定に準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

（意見の聴取）

第10条 委員会において必要と認める場合には、委員及び専門委員以外の学識経験のある者に意見を求めることができる。